

「第5回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

(令和2年4月7日開催)

【知事の指示事項等】

新型コロナウイルス感染症に関して、本日、国から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、基本的対処方針が示されたところです。

これを受け、本日の会議では、県の緊急事態措置について協議をしたいと思います。

＜知事から各部局庁に対する指示事項＞

各部局庁においては、本県の緊急事態措置を実施するよう指示します。

また、特措法第34条により、緊急事態宣言がされたときは、市町村にも対策本部を設置することとされておりますので、今後は市町村とも十分に連携して、事態に対応してください。

予算については、今後、国の緊急経済対策の詳細を確認の上、中小企業や市町村など、関係者の皆様からの御意見を参考にしながら、できるだけ速やかに補正予算を編成できるよう、お願いします。